

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月17日

支出負担行為担当官及び契約担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤 由美

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 警察総合庁舎（25）構内整備工
事（電子入札対象案件）（電子契約対象案
件）

(3) 工事場所 東京都千代田区霞が関2丁目1

－1

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる建築工事を
施工する。

敷地面積 19,552.80m²

1. 既存施設

イ) 警察総合庁舎：SRC造、地上8階

地下2階塔屋2階

延べ面積 22,139.74m²

ロ) 渡り廊下 (3 F、6 F) : S 造、地

上6階

延べ面積 282m²

ハ) 給油所 : S 造 (上屋) R C 造、地上

1階

延べ面積 107.24m²

二) 守衛所2 : R C 造、地上1階

延べ面積 3.36m²

ホ) 守衛所3 : R C 造、地上1階

延べ面積 4.64m²

ヘ) 連絡通路 : S 造、地上1階

延べ面積 0.00m²

ト) 外構 : 舗装及び縁石、工作物

(門、扉、囲障、柵、擁壁他)

チ) 樹木

2. その他

歩道切り下げ、警察総合庁舎、警視庁本

部庁舎、外構、仮設守衛所

工事種目 既存施設：取りこわし一式

その他：歩道切り下げ、警察総合

庁舎、警視庁本部庁舎及び外構

改修一式、仮設守衛所 新築 1 棟

主な内容 既存施設（警察総合庁舎他（電気

設備、機械設備を含む））の取り

こわし 等

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工

体制の確保を図るため、余裕期間を設定した

工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 1 月

31 日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和 8 年

3 月 31 日まで）

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等によ

る。

(7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落

札者を決定する総合評価落札方式（技術提案

評価型 S 型）の工事である。また、品質確保

のための体制その他の施工体制の確保状況を
確認し、施工内容を確実に実現できるかどうか
について審査し、評価を行う施工体制確認
型総合評価落札方式の試行工事である。

- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案
を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事であ
る。

- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資
源化等に関する法律」（平成 12 年法律第
104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設
資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けら
れた工事である。

- (10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入
札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいもの
は、4 (1) 担当部局へ理由を付して願い出て
承諾を得た場合に持参による資料の提出及
び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間
事業者による信書の送達に関する法律（平
成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定

する一般信書便事業者若しくは同条第9項
に規定する特定信書便事業者による同条第
2項に規定する信書便で、かつ記録の残る
ものに限る。) (以下「郵送等」とい
う。)による紙入札方式に代えることがで
きる。

- (11) 本工事においては、契約手続きにかかる
書類の授受を電子契約システムにより行
う。

なお、電子契約システムにより難しいもの
は、4 (1) 担当部局へ理由を付けて願い
出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等
に代えることができる。

- (12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監
督業務等の取扱いの対象工事である。ただ
し、低入札価格調査の対象となった場合を
除く。

- (13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の
対象工事である。詳細は入札説明書によ
る。

- (14) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全
週休２日（土日）」又は「月単位の週休２
日」に取り組む旨を発注者と協議した上で
取り組む方式（通期の週休２日は必須）で
ある。
- (15) 本工事は、「デジタル工事写真の黒
板情報電子化」の対象工事である。詳細
は入札説明書による。
- (16) 本工事は、「情報共有システム」を活
用する対象工事である。詳細は入札説明
書による。
- (17) 本工事は、受注者が入札時又は工事中
に生産性向上技術（ただし、発注者指定
の技術を除く）に関する技術提案を行
い、履行による効果が確認された場合、
請負工事成績評定要領に基づき評価する
対象工事である。
- (18) 本工事は、建設キャリアアップシステ
ム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工
事である。

(19) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 6 月 17 日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「警察総合庁舎（25）構内整備工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年度における建築工事に係る一般競争参加

資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること（2 (2) の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2

(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 平成 22 年 4 月 1 日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする

場合を含む。)の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。)。 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」(以下「海外認定・表彰制度」という。)に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について(令和3年3月11日 国営計第155号、国営整第197号)における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする(入札説明書参照)。

① 工事種目

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における以下の(ア)に該当する工事

(ア) 地上4階建て以上の建築物の躯体を含む解体工事

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成22年4月1日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる上記①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成22年4月1日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含

む。)の構成員としての実績は、出資比率が
20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の
構成員としての実績は、分担工事額の比率にかか
わらないものとするが、協定書による分担工事
における実績に限る。)。 「海外認定・表彰制度」
に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契
約手続の運用について（令和3年3月11日 国営
計第155号、国営整第197号）における認定・表
彰制度により認定された工事のほか、海外工事の
実績についても、評価の対象とする（入札説明書
参照）。

② 工事種目

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄

筋コンクリート造の建築物の躯体を含む解

体工事

(6) 次の①～④に掲げる条件をすべて満たす主

任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で

1名配置できること（経常建設共同企業体に

あっては構成員のうち1社が次の条件を満た

していればよい。）。なお、複数の配置予定

技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる条件を満たしていない者がいた場合は、その者を配置予定技術者から除外することを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

- ② 平成22年4月1日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる2(5)の②の基準を満たす建築工事で元請としての経験（工期の1／2を超える連続した期間従事しているものに限る。）を有する者であること。ただし、当該経験が平成22年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む

む。) 長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号 国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする（入札説明書参照）。

また、平成 22 年 4 月 1 日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第

65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、
育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家
族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平
成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する
休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する
休業）（以下「出産・育児等による休業」と
いう。）を取得した場合は、その取得期間と
同等の期間を平成 22 年 4 月 1 日以前に加える
ことができる。取得期間は年単位とし、1 年
未満の場合は切り上げた期間とする。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証
及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が
記載された監理技術者資格者証裏面を含
む。）を有する者であること。

④ 入札参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用
関係を有する者であること。（入札参加資格
の確認に際して、その旨を明示することがで
きる資料を求めることがあり、その明示がな
されない場合には入札に参加できないことが
ある。）（入札説明書参照）。

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が 60 点以上であること（入札説明書参照）。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務若しく

は工事監理業務の受託者、又は当該受託者と
資本若しくは人事面において関連がある建設
業者（受託者が設計共同体である場合は、設
計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若
しくは人事面において関連がある建設業
者。）でないこと（入札説明書参照）。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係
又は人的関係がないこと（入札説明書参
照）。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を
支配する建設業者又はこれに準ずるものと
して、国土交通省発注工事等からの排除要
請があり、当該状態が継続している者でな
いこと。

(12) 提出された技術提案が適正であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

① 施工体制

② 「狭隘な敷地における建築物の取りこ

わし工事に伴う騒音・振動及び粉塵の抑

制に関する取組」に係る具体的な技術提案

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進

④ 賃上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

③ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

(3) 落札方法

- ① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

(中央合同庁舎第2号館13階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 契約

第二係

電話 03-5253-8111 (内 23-153)

メールアドレス [hqt-kantyoueizen-](mailto:hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和7年6月17日から令和7年10月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く。））。

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体(CD-R等)を4(1)担当部局に持参又は郵送等することにより電子

データを交付するので、4 (1) 担当部局へ

その旨連絡すること。持参による場合は、4

(1) 担当部局に記録媒体（未使用のもの）

を持参すること。郵送等による場合は、4

(1) 担当部局に記録媒体、返信用の封筒（切手

を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かる

ものを同封して送付すること。

① 交付期間 令和7年6月17日から令和

7年10月9日の間（休日等を除く。）の

9時30分から18時15分まで。

(3) 申請書及び資料の提出先及び提出方法

令和7年6月17日から令和7年7月30日

の間（休日等を除く。）の9時00分から17

時00分まで。原則として、電子入札システム

により提出すること。ただし、発注者の承諾

を得た場合は、4 (1) に持参することにより行

うものとし、郵送等又は電送によるものは受

け付けない。持参の場合の受付時間は9時30

分から18時15分まで（最終日は17時00分

まで。）とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法

令和7年9月25日から令和7年10月9日
の間（休日等を除く。）の9時30分から17
時00分まで。ただし、令和7年10月9日は
13時00分までとする。

提出先 4（1）に同じ。

提出方法 持参又は郵送等により提出す
ること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書

の提出方法

入札書は、令和7年10月9日13時00分
までに、電子入札システムにより提出する
こと。ただし、発注者の承諾を得た場合
は、4（1）に持参又は郵送等により提出す
ること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領
期限は、令和7年10月9日13時00分（必
着）とする。

開札は、令和7年10月14日10時30

分。大臣官房官庁営繕部入札室において行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は銀行等の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））。ただし、利付国債の提供

（保管有価証券の取扱店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認

められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある（入札説明書参照）。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられて

いる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するとき
は、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 4
(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請
は、「競争参加者の資格に関する公示」
(令和6年10月1日付け国土交通省大臣官
房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕
部管理課長公示) 別記に掲げる当該者(当
該者が経常建設共同企業体である場合にお
いては、その代表者。)の本店所在地(日
本国内に本店がない場合においては、日本
国内の主たる営業所の所在地。以下同
じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出
場所において、随時受け付ける。

(13) 配置予定技術者の技術提案に対する理解
度を確認する必要がある場合にヒアリング
を実施する事がある。

(14) 技術提案の採否については、競争参加資
格の確認の通知に併せて通知する。ただ
し、競争参加資格が無いと判断された者は
通知しない。

(15) 今回の工事に関しては現地確認を令和7年
6月27日、6月30日の2日間に実施す

る。確認日時は発注側で指定するものとする（入札説明書参照）。

(16) 電子入札システム操作・接続確認等の問い

合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク

03-6633-7118

国土交通省電子入札システムHP

<https://www.e-bisc.go.jp>

(17) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保

するため、契約変更前に必要に応じて第三者

による適正性チェックを実施する試行工事

である。

(18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity : Satou

Yumi, Director

General of Government Buildings

Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport and
Tourism

(2) Classification of the services to be
procured: 41

(3) Subject matter of the contract:

Construction work of Police General

Government Offices Building(25)

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant

documents for the qualification : 5:00

P.M. 30 July 2025

(5) Time-limit for the submission of

tenders by electronic bidding system:

1:00 P.M. 9 October 2025

(tenders should be brought with or

submitted by mail 1:00 P.M. 9 October

2025)

(6) Contact point for tender

documentation: Administration Division,

Government Buildings Department,

Minister's Secretariat, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport, and
Tourism 2-1-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku
Tokyo 100-8918, TEL +81-3-5253-8111
ex. 23-153

E-mail [hqt-kantyoueizen-](mailto:hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

keiyaku@gxb.mlit.go.jp